

# 「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」(平成29年4月公表)

- IoTやAI等の技術革新が進展し、事業活動により生み出されるデータが爆発的に増加。こうしたデータが組み合わせられること等により新たな価値が生み出されるなど、データが競争力の源泉。このような中、データを流通させることによりサービスの事業機会を得る事業者（データ流通事業者）が現れはじめている。
- 今後、各データ流通事業者が多種多様なデータを提供していく中で、データ利用側がアクセスしたいデータを容易かつ効率的に見つけ利活用を図るためには、データ連携によりデータが検索可能等になっていることが必要。
- このため、データ流通事業者が、データ連携のために共通化することが必要な最低限の項目を整理。

## 1. データカタログの整備

データ利用側が複数のデータ流通プラットフォームに対して、同一の検索ワード・方法でデータを検索・発見することが可能となるよう、メタデータを集約したデータカタログを整備。

## 2. カタログ用APIの整備

データ流通プラットフォームの相互連携を可能とするために、提供データのカタログ情報の交換や検索をするためのAPIを整備。

## ■ 本書の位置づけ

データ流通事業者に対して本書の内容を強制するものではない。これらを基に、データ流通事業者が守ることが望ましい事項や実装上のルール等を民間主導で設定することを期待。

図1 API、データカタログの整備による相互連携

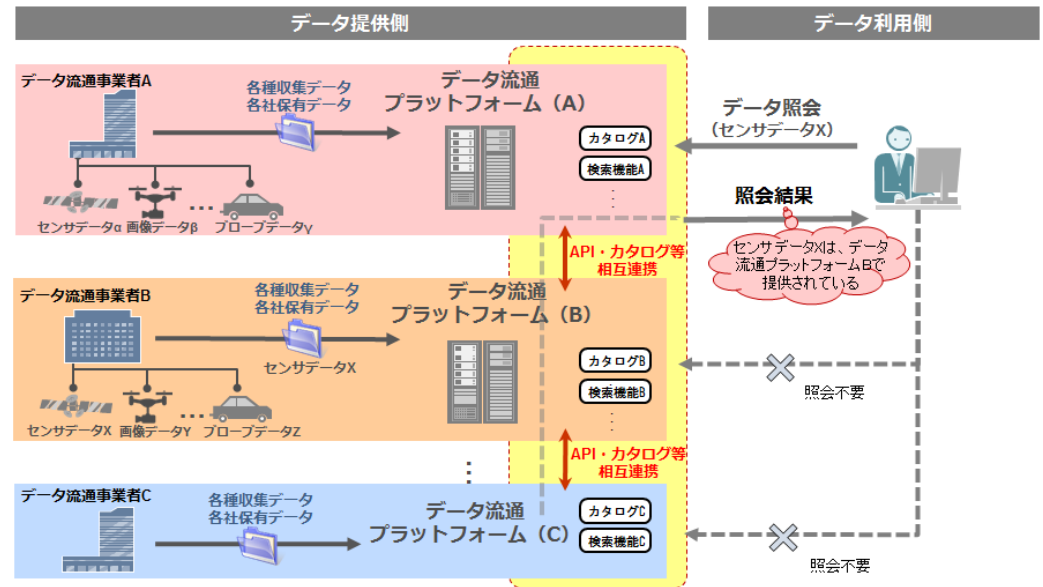


図2 共通化が必要なメタデータ項目

	メタデータ項目(英語)	メタデータ項目(日本語)
データセット	Name	名前
	Title	タイトル
	Creator	作成者
	Tags	タグ
	Release Date	リリース日時

	メタデータ項目(英語)	メタデータ項目(日本語)
リソース	Title	タイトル
	URL	URL
	Description	説明
	File Size	ファイルサイズ
	License	ライセンス
	Language	言語

※メタデータ： データの所在、種類、名称等、提供されているデータに関する情報